

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 10 月 9 日付けて審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、令和 6 年 9 月 26 日付けて、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「わたくし、〇〇〇（請求人本人）が今まで契約してきた携帯電話やスマートフォンに使用されている SIM（通信会社）及びインターネット回線（プロバイダ事業者）に関して、以下の点についての公文書の開示を請求いたします。

- 1 警察が請求者の契約してきた通信会社やプロバイダ事業者に照会した電話受発書や捜査関係事項照会書の有無について
- 2 電話受発書や捜査関係事項照会書が存在する場合、照会に必要な被疑事実の内容について
- 3 警察が請求者の契約してきた携帯電話やスマートフォンに使用されている GPS 位置情報や移動履歴の記録について取得し保持してるかどうかの有無について」

について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、令和 6 年 10 月 9 日付けて、請求人に対し本件処分を通知した。

#### 3 審査請求の経緯

請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し令和 6 年 12 月 18 日付けて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「公文書不開示決定（存否応答拒否）処分を取り消し、対象文章を開示するように求める。」というものである。

#### 2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

##### (1) 個人情報の権利侵害のおそれがないこと

私自身が情報の主体であり、開示請求範囲は正当なものである。条例の開示規定は第三者のプライバシー保護を目的としているため、請求者自身が自己に関する情報を求めている場合は、限定的に解除される余地があるべきである。

##### (2) 将来の捜査や公共の安全に支障をきたさないこと

特定の過去の捜査に関するものであり、現在の捜査等に影響を与えるものではなく、捜査が行われていない場合は、支障が生じる可能性は低いと考えられる。自己情報を知るべき権利は捜査の進行とは別に尊重されるべきである。

##### (3) 存否応答義務の不適切な適用

本件においては、開示請求が個人の権利を正当に行使するものであり、存否応答拒否の理由が妥当ではないと考える。国民の知る権利が不当に制限されるおそれがあり、自己情報を知る権利を持つ開示請求者への開示拒否は市民の信頼を損なう可能性がある。

##### (4) 自身の権利としての正当な開示要求

私自身の契約情報に基づく正当な開示請求を行っており、自分がその内容を確認することにより、誤った使用がないかを確認する権利を持っている。条例の具体的な適用の仕方が適法・適正であるかは個別判断が必要である。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 原処分を妥当とした理由

本開示請求の趣旨は、特定個人（請求人）に対する警察の捜査の有無に関するものであり、本件開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対する捜査活動の有無が明らかとなり、公にすることにより、

・特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別することとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号の個人情報

- ・将来の捜査に支障を生じ、または、将来の犯行を容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、同条第4号の犯罪捜査情報

を開示することとなるため、条例第10条に該当するものである。

## 2 審査請求の理由に関する部分に対する意見

本件開示請求は、「特定個人（請求人）に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する情報が記載された公文書」について開示を求めるものと解し、請求人の主張に対し、以下のとおり弁明している。

### (1) 「個人情報の権利の侵害のおそれがないこと」について

自身の個人情報の開示を行う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく「保有個人情報の開示請求」を行うべきであり、処分庁は、受付窓口においても、その旨を請求人に再三説明したが、同人は処分庁の説明を理解した上で公文書開示請求書を提出したことから、条例に基づく応答をしたものである。

### (2) 「将来の捜査や公共の安全に支障をきたさないこと」について

本件開示請求は、請求人自身に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する情報が記載された公文書について開示を求めたものである。

捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基づく取調べの一つであり、当該文書の有無を回答するだけで特定個人（請求人）が捜査対象者か否かを明らかにすることとなり、その結果、捜査に対する対抗措置を執られることが十分予想され、将来の捜査活動に支障を及ぼし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる情報であり、請求人の主張は首肯できない。

### (3) 「存否応答義務の不適切な適用」について

上記のとおり、本件請求文書の存否を答えることにより、特定個人（請求人）が捜査対象者か否かを明らかにすることとなり、その結果、条例第7条第1号（個人情報）及び同4号（犯罪捜査情報）を明らかにすることとなることから、同主張は首肯できない。

また、仮に法律に基づく保有個人情報開示請求を行ったとしても、請求者自身が捜査対象者であるか否かについては、同法第78条第5号（公共の安全情報）を明らかにすることとなるため、同法第81条に基づく存否応答拒否の決定とな

る可能性が高い。

(4) 「自身の権利としての正当な開示請求」について

請求人は、「私自身の契約状況に基づく正当な開示請求を行っており、自分がその内容を確認することにより、誤った使用がないかを確認する権利を持っている。」との主張を行っているが、自身の個人情報の開示を行う場合は、前記(1)のとおり「保有個人情報の開示請求」を行うべきであり、説明を理解した上で請求人自身が「公文書開示請求書」を提出したことから、処分庁にあっては条例に基づく応答をしたものであり、同主張については首肯できない。

### 3 結論

本件処分は、適法かつ妥当な処分である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例の規定等を確認したうえで、不開示決定（存否応答拒否）の妥当性について判断した。

#### (1) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

#### (2) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお

個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。  
ただし、同号ただし書は、

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱うものとしてされている。

### (3) 条例第7条第4号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることを定めている。

## 3 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第10条の規定に基づき本件処分を行っている。そこで、当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるかどうかについて検討を行った。

### (1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、「特定個人（請求人）に対する何らかの捜査がなされたか否かに関する情報が記載された公文書」の開示を求めるものであり、個人（請求人本人）を特定した上で行われたものである。

### (2) 存否応答拒否の妥当性について

#### ア 実施機関の主張内容について

存否応答拒否についての実施機関の主張は、概ね次のとおりである（前記第4参照）。

(ア) 本件開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対する捜査活動の有無が明らかとなり、公にすることにより、条例第7条第1号の個人情報及び同条第4号の犯罪捜査情報を開示することとなること。

(イ) 請求人は、「私自身の契約状況に基づく正当な開示請求を行っており、自分がその内容を確認することにより、誤った使用がないかを確認する権利を持っている。」との主張を行っているが、自身の個人情報の開示を行

う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく「保有個人情報の開示請求」を行うべきであり、説明を理解した上で請求人自身が「公文書開示請求書」を提出したことから、処分庁にあっては条例に基づく応答をしたものであること。

(ウ) 捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項に基づく取調べの一つであり、当該文書の有無を回答するだけで特定個人（請求人）が捜査対象者か否かを明らかにすることとなり、その結果、捜査に対する対抗措置を執られることが十分予想され、将来の捜査活動に支障を及ぼし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる情報であること。

イ 本人からの開示請求について

条例第 7 条第 1 号において、個人に関する一切の情報は原則として不開示とされており、情報公開制度が何人に対しても等しく開示請求権を認めていることを踏まえると、請求の対象となった公文書の中に請求者本人の情報が記録されている場合であっても、開示請求者は誰であるかは考慮されず、第三者からの開示請求と同様に取扱うこととなることから、本件開示請求については、第三者が開示請求行った場合と同様に検討を行うこととなる。

ウ 条例第 7 条第 1 号（個人情報）該当性について

本件開示請求は、個人（請求人本人）を特定した上で行われており、本件開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対する捜査活動の有無が明らかになるという実施機関の主張は首肯することができる。また、同号ただし書きには該当しない。よって、本件請求にかかる公文書の存否を答えることにより、特定の個人が識別できる情報が明らかとなると認められ、同号の不開示情報を開示することとなると認めることができる。

エ 本件処分の妥当性について

本件開示請求について、実施機関は、条例第 7 条第 4 号も不開示理由としているが、前記ウのとおり、条例第 7 条第 1 号の不開示情報を開示することとなるため、同条第 4 号について判断するまでもなく、実施機関が条例第 10 条の規定により本件処分を行ったことは妥当である。

#### 4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上のことから、前記「第Ⅰ 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日     | 審 査 経 過     |
|-----------|-------------|
| 令和7年2月28日 | 諮問庁から諮問書を受理 |
| 令和7年5月28日 | 審査会（審査）     |
| 令和7年6月20日 | 審査会（審査）     |
| 令和7年7月8日  | 答申          |

## 答申に関与した長崎県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名       | 役 職             | 備 考     |
|-----------|-----------------|---------|
| 佐 藤 烈     | 長崎新聞社取締役経営企画室長  |         |
| 塩 飽 昂 志   | 弁護士             | 会長職務代理者 |
| 久 部 香 名 子 | 司法書士            |         |
| 松 尾 和 子   | 行政経験者           |         |
| 横 山 均     | 長崎県立大学地域創造学部学部長 | 会長      |